

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表59の項中「充てんする」を「充填する」に、「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（）」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（）」に、「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。）を」に改め、同表203の項を次のように改める。

203	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物劇物製造業 又は輸入業登録 申請手数料		1件 につき	2万7,200円	
-----	---	-----------------------------	--	-----------	----------	--

別表204の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表205の項を次のように改める。

205	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物製造業 又は輸入業登録 更新申請手数料		1件 につき	1万200円	
-----	--	-------------------------------	--	-----------	--------	--

別表206の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表208の項を次のように改める。

208	毒物及び劇物取締法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物劇物製造業 又は輸入業登録 変更申請手数料		1件 につき	5,200円	
-----	--	-------------------------------	--	-----------	--------	--

別表209の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料」に改め、同表210の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料」に改め、同表211の項中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請手数料」を「覚せい剤製造業者等指定申請手数料」に改め、同表212の項中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」を「覚せい剤施用機関等指定申請手数料」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者」に、「覚せい剤原料取扱者に」を「覚せい剤原料取扱者に」に改め、同表213の項中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付手数料」を「覚せい剤製造業者等指定証再交付手数料」に改め、同表214の項中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同表367の項中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同表424の12の項中「同号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改め、同表463の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表483の項の次に次のように加える。

483 の2	静岡県金属くず営業条例第6条の3第2項の規定に基づく金属くず商許可証の書換え	金属くず商許可証書換え手数料		1件につき	1,500円	
-----------	--	----------------	--	-------	--------	--

別表487の項を次のように改める。

487	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

別表487の2の項中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同表（注）2(2)、3(2)及び4(2)中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表367の項、424の12の項並びに（注）2(2)、3(2)及び4(2)の改正規定 公布の日
- (2) 別表211の項から214の項までの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日

(3) 別表483の項の次に483の2の項を加える改正規定 令和2年10月1日